

報 告 書

平成16年11月19日

公益法人制度改革に関する有識者会議

[目 次]

はじめに	1
1. 改革の意義	3
(1) 基本認識	3
(2) 基本方針	4
2. 一般的な非営利法人制度	5
(1) 基本方針	5
(2) 総則的事項	5
法人類型等	5
濫用防止	5
(3) 社団形態の非営利法人制度	5
趣旨	5
営利法人との区別	6
社団形態の非営利法人の規律の概要	6
ア 設立	6
イ 社員	6
ウ ガバナンス	7
エ 計算等	8
オ 拠出金	8
カ 定款の変更	8
キ 解散	8
ク 合併	9
ケ 清算	9
(4) 財団形態の非営利法人制度	9
趣旨	9
財団形態の非営利法人の規律の概要	9
ア 設立	9
イ ガバナンス	10
ウ 計算等	11
エ 寄附行為(根本規則)の変更	11

オ	解散	11
カ	合併	11
キ	清算	11
(5)	その他	11
	大規模な法人に関する特例	11
	中間法人制度との関係	12
3.	公益性を取り扱う仕組みのあり方	13
(1)	判断主体のあり方	13
(2)	判断要件のあり方	14
	目的	14
	ア 不特定について	15
	イ 多数について	16
	事業	16
	ア 具体的事業	16
	イ 公益的事業の要件	16
	ウ 収益的事業の要件	17
	規律	19
	ア 理事構成及び評議員構成の制限	19
	イ 役員報酬等	19
	ウ 残余財産の帰属	20
	エ 内部留保のあり方	20
	オ 管理費等の水準	21
	カ 財産的基盤の確保	21
	キ 株式保有等制限	22
	ク 公益性を有する財団形態の法人の財産	22
	その他	23
	ア 活動実績の取扱い等	23
	イ 公益性を失った法人の財産の取扱い	24
	ウ 定款で拠出金の拠出を求める法人の取扱い	25
(3)	適正運営確保のあり方	25
	ガバナンスのあり方	25

ア	意思決定機関、執行機関及び監事のあり方	25
イ	役員の実任及び寄附者・国民一般による代表訴訟類似の制度等	26
ウ	外部監査	26
	情報開示のあり方	26
ア	情報開示の相手方と方法	27
イ	情報開示の事項	27
ウ	判断主体による情報開示	27
	事後チェック（監督）のあり方	28
ア	事後チェック（監督）の措置内容	28
イ	国民一般による判断主体への通報の仕組み	28
ウ	一定期間ごとに公益性の有無を確認する仕組み	28
(4)	その他	29
	公益性の判断に伴う主な効果	29
	特定非営利活動法人制度との関係	30
4.	現行公益法人の新制度への移行のあり方	31
(1)	現行公益法人の移行に関する基本的な考え方	31
(2)	現行公益法人から新たな非営利法人等への移行措置	31
	基本的な仕組み	31
	移行に当たっての財産等の承継の取扱い	32
	新たな非営利法人以外の法人への移行等	32
(3)	移行期間及び移行措置の実施体制	33
	移行期間	33
	移行措置の実施体制	33
おわりに		34

(別添) 公益法人制度改革に関する有識者会議メンバー